

平成24年度第10回武石地域協議会 会議次第

平成25年2月20日(水)19時00分～
武石地域自治センター2階第一会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 専門部会

- ・ 武石地域全域公園化構想の今後の取組について

- ・ 活発な地域づくりについて ～おらほの武石づくり～

- ・ 雲溪荘について

4 その他

(1) 長野県による都市計画区域マスタープランの見直しについて

(2) わがまち魅力アップ応援事業の審査要領について

(3) 次回会議の日程等について

3月 日() 時 分～

(4) その他

5 閉 会

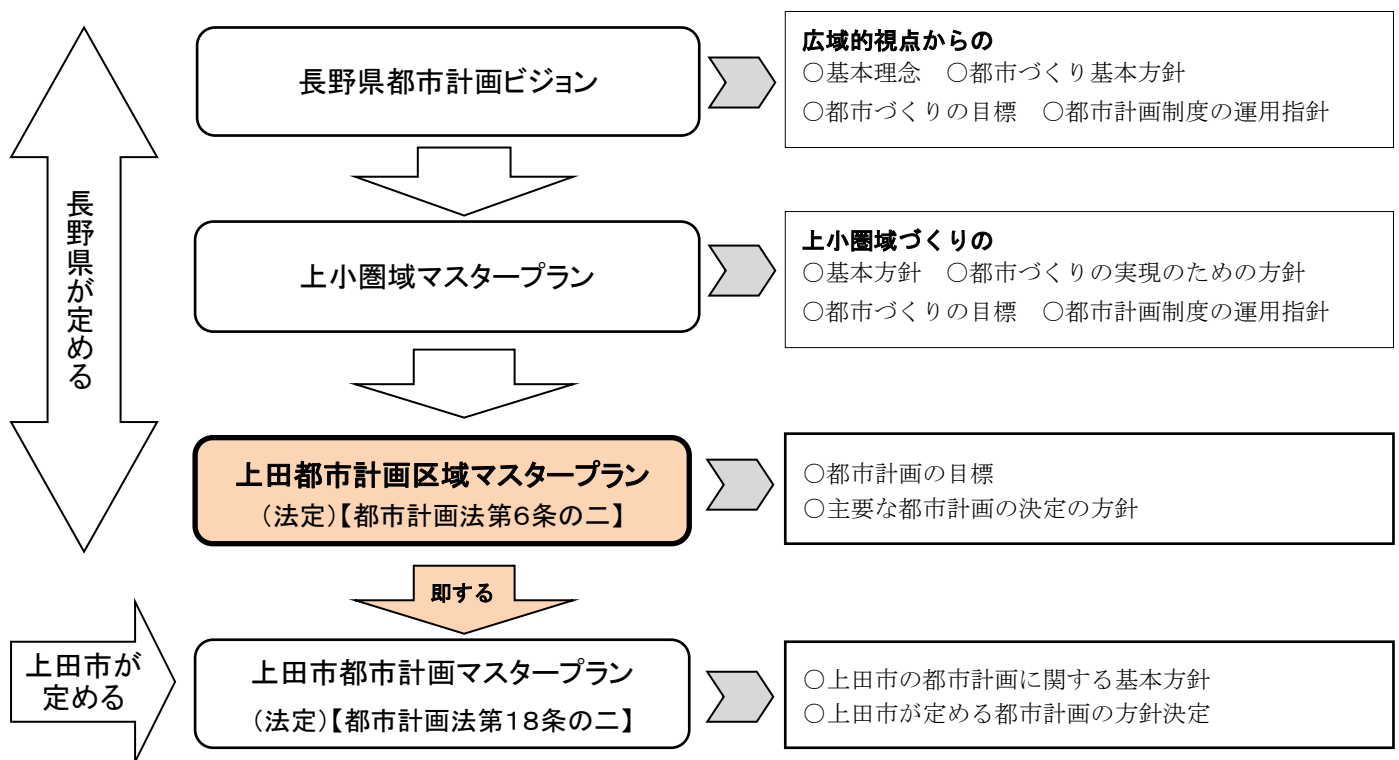
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

長野県による都市計画区域マスタープランの見直しについて

都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第 6 条の二により、県が全ての都市計画区域ごとに定めている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」です。長野県は平成 16 年に上田市内にある上田都市計画区域と丸子都市計画区域の 2 つの都市計画区域の都市計画区域マスタープランを策定しました。

■長野県の都市計画に関するマスタープランの位置づけ



長野県の方針

長野県は、上田市内にある上田都市計画区域と丸子都市計画区域の都市計画区域マスタープランを策定してから 10 年近く経過し、計画の目標年次を迎えていることから、現在内容の見直し作業を進めています。

長野県では今回上田市内の 2 つの都市計画を 1 つに統合の上、上位計画である上小圏域マスタープランを基にした上小地域全域からの広域的視点や高齢化社会の進展等地域情勢の変化の観点から、内容の見直し作業を進めます。

今後長野県上田建設事務所により、住民の皆さんに意見を伺うため、市内 5 箇所で開催します。

■説明会開催日時（武石地域）

3 月 4 日（月）午後 7 時 武石公民館第 1 会議室

問い合わせ 長野県上田建設事務所整備課 0268-25-7165

都市計画区域マスタープラン見直しに関する説明会を 開催します(上田・東御都市計画区域)

上田建設事務所では、現行の都市計画区域マスタープランが計画の目標年次を迎えていることから、現在、見直し作業を進めています。今後、素案を策定していくにあたり、住民の皆様様の意見を伺うため、下記のとおり説明会を開催します。

1 説明会内容

都市計画区域マスタープランの見直しの概要について

2 開催日時及び会場

(1) 上田都市計画(丸子都市計画は上田都市計画区域へ統合)

開催日	時 間	会 場
3月1日(金)	午後7時から	丸子文化会館小ホール
3月2日(土)	午後2時から	上田創造館大ホール
3月2日(土)	午後7時から	市民プラザ・ゆう大会議室
3月4日(月)	午後7時から	武石公民館第1会議室
3月6日(水)	午後7時から	真田中央公民館大ホール

(2) 東御都市計画

開催日	時 間	会 場
2月22日(金)	午後7時から	東御市東部人権啓発センター

◇都市計画区域マスタープランとは

県が広域的、総合的な観点から、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的な方針を定めるものです。

わがまち魅力アップ応援事業（平成 25 年度事業）選考要領

武石地域協議会

留意点・変更点に下線表示してあります。

1 選考機関

選考は、事業を実施する地域の地域協議会が行います。

なお、申請団体及び事業内容に関与する委員（団体の会員や選出団体からの申請）は、当該案件の選考には参加しないものとします。

2 選考対象

(1) 選考の対象となる事業は(2)を除いた全ての申請事業です。

(2) 継続事業(前年度実施事業)については、次年度に改めて選考を行わないこととします。ただし、次の ~ は選考対象になります。また、地域協議会が必要と判断した場合は選考対象とします。

事業内容が、選考時点の内容と異なる事業

選考時点の計画から補助金額が 2 割以上増額になる事業

平成 25 年度の制度改正による補助限度額の増加で、事業内容が新規に追加される場合は対象とします。

(3) 複数年度にわたる事業については、単年度計画ではなく全体事業に対する選考を行います。

(4) 自治会の新規申請事業についても同様の審査を行います。

3 選考の方法、手順

地域協議会事務局において、わがまち魅力アップ応援事業補助金交付要綱（平成 20 年告示 47 号）及び同交付要綱取扱要領(以下「要綱」という。)に基づき申請書類を事前審査した上で、地域協議会の選考結果を踏まえ、最終的に市長が補助金交付の採否を決定します。

【審議会前】

(1) 応募書類の受付（事務局）

(2) 事前審査（事務局）

事業目的・内容を確認し、収支予算書の補助対象経費が適当であることを審

査します。

別紙関係課調書により、申請事業の関係担当課の意見を求めます。

必要に応じ、申請者に対し内容の確認、記載誤りの修正、関係書類の提出を求め、申請内容を把握するほか、説明資料とします。

(3) 応募書類を地域協議会委員へ事前送付（事務局）

地域協議会委員の皆様は知り得た情報を外部へ漏らさないようにしてください。

（守秘義務）

【審議会当日】

(4) 選考（プレゼンテーション選考）

協議会における選考は、次の手順で行います。（1団体 20分程度）

事務局が事前に送付した資料を審査会当日お持ちください。

事務局の説明（2分程度）

- ① 事前審査結果の説明
- ② 関係担当課による意見調書の説明
- ③ 選考ポイントの説明

選考において考慮すべき事項、特別な事情等々

【例】武石地域協議会による選考は、地域の特性にあった手づくり事業の実践など武石地域全域公園化構想の理念が生かされているか考慮します。

説明者の入場（1分程度）

申請団体による企画事業の内容説明（プレゼンテーション）（10分程度）

- ① 団体活動概要
- ② 申請書類に関する説明
- ③ 補足説明

パワーポイント（スライド）によるプレゼンテーションについては、申請団体間の資料作成に係る負担軽減と、プレゼンの巧拙（上手下手）による影響を避けるため、当面は行わないこととします。

質疑（5分程度）

要綱及び選考ポイント等を踏まえ、申請内容に関する質疑を行います。

評価（2分程度）

地域協議会委員は、事務局説明、申請内容説明及び質疑をもとに、別記の選考基準（別紙1）に基づき審査調書（別紙2）に5段階の評価をしていただきます。

十分な審査時間を確保するため、応募書類を事前に送付します。予め書類に目を通していただくよう御協力をお願いします。

採否の決定

全団体の説明・質疑が終了した後、審査点数、事業内容等を改めて地域協議会で検討し採否を決定します。

- ① 委員全員の評価結果を集計し、評価点を確認します。

- ② 採否は、各委員評価の平均点 60 点以上(100 点満点)を基準としながら、採点の分布や事業内容等を勘案の上、協議して決定します。

極端な採点(高得点あるいは低得点ばかり)によって平均点が左右されることから、点数の分布にも着目し、単に平均点だけで判断することのないよう留意していただきます。

- ③ 条件付採択

選考過程において地域協議会からの指摘事項、要望事項等があり、申請内容の修正あるいは実施の際に行っていただくなどの条件を付して採択することができます。(事務処理の都合上、申請書の再提出・再選考は行わない。附された条件の履行については市(事務局)において、交付申請内容の確認、実績報告の確認等を通じて行い、必要に応じて地域協議会に協議します。)

- ④ 不採択

地域協議会において不採択とした理由を明らかにして改善を促します。

(申請者に次回の応募の参考にしていただきます。また、採点結果は、上田市情報公開条例に基づき、氏名を除き公開する場合があります。)

【審議会後】

結果の報告

地域協議会は、選考結果(採否の決定)及び附帯条件等について、市長に対して意見書を提出します。

【平成 25 年度】

- (5) 採否の決定・内示(市)

地域協議会の意見をもとに、市としての対応を確認し市長が選考事業の最終決定を行います。

結果を申請団体へ通知(内示)します。内示は4月1日以降とします。

4 選考についての補足

- (1)申請を受け付ける際、団体の内部活動の範囲に留まると想定される事業については、不採択となりうることを伝えます。また、明らかに対象外事業は、受理しません。(市)

- (2)審査会においては、団体のこれまでの活動の観念や申請者への個人的印象で採点が影響されることの無い様、第三者として(客観的な立場で)臨むことが求められます。(地域協議会)

- (3)審査時間が限られていることから、事業説明(プレゼンテーション)の出来不出来で審査点数が影響しないよう、事務局として可能な範囲でサポート役を努めます。(市)

(4) 質疑の際、事業のアドバイスやより良い内容にするために、といった視点から質疑を行っていただきます。個人的意見を強いるような発言は避ける。(時間が無駄に経過)(地域協議会)

【例】私はこう思うが、このように変えてもらえないか。ではなく

〇〇についてはどのようにお考えですか。どのような場合を想定されていますか。

(5) 備品(単価3万円以上かつ5年以上使用可能な物品)の取り扱いについて、これまで原則補助率1/5としてきましたが、基本的には事業を推進するために必要不可欠と認められる備品は対象とすることといたしました。ただし、次のようなケースの備品は(場合によって事業そのものを)補助対象外とします。

個人の所有物になると判断される備品。

企画した事業1回限り(補助期間限り)の実施のために購入し、その後個人・団体の所有物に転用するような備品。

レンタルが合理的と判断される備品。

団体に通常使用していた物品の修繕や更新に伴う購入そのものが主目的と判断される備品。

(6) 備品の購入に当たり、県や自治総合センターと同様に、「わがまち魅力アップ応援事業」で購入した旨の任意の備品標示を義務付け、実績報告書ではその整備写真を提出します。

(7) 採否の決定について(地域協議会)

地域ごと審査方法に差が無い様、統一した採点基準と採点方法による審査とします。

採点は5つの項目から、それぞれの項目ごとに5段階で点数を付け評価できない場合のみ、その理由をコメント欄に記入します。(採点時の応援メッセージは不要)

審査員に事前に白紙の採点表を送付し、事業の仮(模擬)審査を行うとともに、疑問点・質問事項等を下調べしていただきますよう御協力をお願いします。

過半数以上の方が合格点を付けても、極端に低い方がいる場合、基準点を下回ることもあるため、事務局で採点結果の分布(20人中12人は平均点を上回っていますなど)について発表し、参考にさせていただきます。

公益性と継続・発展性の2つの項目で審査点数の半分を占めることから、審査の視点の内容を十分理解し、安易に全て1点と判断しないよう特に留意してください。

【例】継続性は認められないが、この事業を実施することで多くの市民へ効果が認められる。

公益性は満点、継続性・発展性は1点など(よくある事例:全項目で1点)